

て之に太布荅布の漢字を當つる古習慣あるは、
恐くは秦漢人の楮栲布に對する俗稱なるタフの
古く我が國に傳へられたるものなるべければ、

『漢書』の荅布は楮栲布なるべく、施きて『史記』
の榻布も亦楮栲の皮を材料としたる織物ならむ
こと。(大正十二年五月卅日夜稿了)

民族大移動に就いて

文學士 植村清之助

歐洲史上、古代から中世への推移期は、中世か
ら近世への推移期と同様に、極めて重要な、又史
的興味の高い時期である。舊い觀方のやうに、中
世の社會を古代や近世の社會とは全く離隔された
特殊の生活と思惟し、其間に社會生活並びに文化
の連續性を認めないのは、甚しい過誤といふべき
であらう。ギリシヤ・ローマの時代を通じて發展
し成熟して行つた古代世界の文化は、四五世紀に

至つて一旦死滅し、十四五世紀から更に復活の氣
運に向つたのであるといふ風に文化史の大勢を説
かないで、寧ろ古代末は舊文化の新しい生活要素
との抱融合が行はれた時期であり、中世末は文
化生活の急激な發展を示した時期であると考察す
るのが、史家としては穩當な態度ではあるまいか
斯様な見地からすれば、歴史の研究者は、中世の
生活と文化を其特色固有の價値といふ上から觀察
する藝術家の立場から離れて、其特色固有性が由
つて來たる所以や、それが移り變つて行く徑路、

即ち中世の生活と、これとは異つた古代や近世の生活との連絡の説明に力を注がねばならないのであり、且これがその中世史研究上最も興味を覺ゆる仕事たるべきである。かの『古代フランス政治制度史』の著者 Fustel de Coulanges や『イタリー及其侵入者』を著した H. Mommsen や『ゲルマニ諸王史』と『ゲルマニ風ローマ風諸國民原史』とを公にした Felix Dahn の如きは、如上の立場から特に古代から中世への推移期に對する研究に興味を感じ、斯界に偉大な貢獻をなした人々である。

古代から中世に移る過渡期の西歐社會を理解するのに、先づ最も肝要な中心事實として其實相を究めなければならぬ問題は民族大移動といふことである。普通一般向の論著には、この大移動といふ現象の普遍的基礎的な原因、即ちこの運動を惹起せしめる經濟上社會上の一般的要因を説明するに専らであつて、この舊文化世界に烈しい動搖

を與へたゲルマニ侵入蠻民の性質狀態がいかなるものであつたかといふことに言及して居らない。しかし、移動の一般的原因の如きは、東西の歴史上に頻繁に見えて居る、あらゆる民族移動の場合に適用されることで、古代末のゲルマニ族大移動時代を解明する上に左程重要視すべき記述事項ではないであらう。それよりも寧ろ、この歐洲中世史の方向と性質とを決定すべき新來民族の移動狀態に就いて、著者各自の穩當と認むる推定を下して置くといふことが、遂に望ましいやうに思はれるのである。それで、余はこの一篇を草して、從來一般向の史書には閑却されて居る該問題に對する諸學者の説を論評し、聊か卑見を開陳することゝした。

本論に入るに先づつて、余は豫め大移動時代はいかなる事變によつて開始されたか、當代の北蠻移動は其以前のゲルマニ民族運動とはいかなる點に

於いて異つて居るかといふことに就いて一言して置く。數年前公にされた Alfons Dopsch の『歐洲文化發展の經濟的社會的基礎』の第一卷には、民族大移動時代に於けるローマ人とゲルマニ人といふ百頁にも互る一章を設けて、可なり詳細な論述を試みて居る。その所説は、大移動時代即ち四五世紀のゲルマニ人がケーザル及タキッス時代即ち一世紀前後のゲルマニ人とは非常に異つた性質のもので、この中間期に彼等は十分ローマ文明の化育を受けて居り、ローマの社會も彼等北蠻から少からぬ影響を蒙つて著しく變化して居つたので、兩者の混融といふことが、此間既によく行はれて居つたものであるといふのである。⁵⁾氏は、このことを、近時發見のライン方面及リメス附近の遺物遺跡や文献の研究から、確實に論證して居る。しかし、本篇に於いて余が取扱はんとする、大移動時代の侵入蠻民の性質狀態に就いて、氏が少し

も論及して居らないのは、甚だ物足らぬやうに感ぜられるのであるが、それよりも更に氏が、如上の説述から、この四五世紀の民族運動は舊來のもの即ち往古 Cimbri, Teutones の侵寇に始まる紀元前二世紀末以來の諸運動と區別すべきものであるやうに觀て居るのに對しては、聊か異議を挾まざるを得ないのである。斯様に侵入蠻民の開化程度の差違から、五世紀前後の大移動が特殊のものであるやうに見做すのは、いかにしても無理なことと思はれる。大移動時代の歴史記録を見れば、生活狀態が進み開化に越いて居る當時のゲルマニ諸族民が、矢張古き Cimbri 及 Teutones 族と同様に穀物しからざれば土地を求めて居ることは、隨所に報道されて居る。即ち移動の動機と其目的要求に於いては、開化の程度が進んだ大移動期の諸族民も兇暴貪欲ながら豺狼に等しかつた其祖先同族と、何等擇むところがないのである。其上、大

移動時代に主なる役目を勤めて居る、獨逸學者の所謂東部ゲルマニ (Ostgermanen) 諸族は、早く東帝國の化育を受けたゴート族の一部を除いては、獨逸本土の各地方に略定着して居つた西部ゲルマニ (Westgermanen) 諸族に比し、前代からローマ世界の感化を蒙むること薄く、遂に蒙昧な漂遊蠻民であつたやうに思はれるのである。バルカンの諸地方やイタリー半島や、更にガリヤの南部及イスペインヤ地方や、果てはアフリカ諸州迄も、轉々漂浪して行つた東部ゲルマニ諸族は、決してライン河畔やリメス附近にローマ化する生活の名残を遺して居る諸族民のやうな、既に開明の惠澤に浴せる部民ではなかつた。夫故 Jopsch 氏のやうに大移動時代の民族運動を、侵入蠻民の生活が開化の域に進んで居るといふ點から、舊來の諸運動に對して、特色附けるといふことは不穩當とせなければならぬ。それよりも、五世紀前後の民族大

移動が新現象であり特異な點は、是等の侵入蠻族が帝國内に入つて、foedus の契約により帝國の foederati となつたといふことであらうと思はれる。この foederati といふのは、帝國の同盟者で、ローマに忠誠の意を表示し、一定の報酬を受けて軍隊を帝國に供給する役目を負ふものである。既に帝政の初期に於いて、Batavi 族や Frisii 族は帝國と、この關係を結んで居つたのであり、後には又 Marcomanni や Quadi の諸部族も foederati の位置に立つて居り、西ゴートもコンスタンチヌス大帝の時から亦この同盟關係にあつたのである。然しながら、是等の事例は孰れも皆、邊境の部族又は種族が帝國の武力に威壓せられるか、若くば其懷柔政策に乗せられて、服屬的關係を結んだ場合を示すものに他ならない。ところが、大移動の端を發した西ゴート族が、アドリアノーブル戰役後三八二年帝國と foedus の契約を結び、下モエシヤ州

に占居した以來、移動諸蕃族が續々この關係の下に帝國領内に定着したといふことは寔に新しい現象であつて、このことが彼等の建國と帝國の崩壊といふ形勢を導いたのである。即ち是に至つて、蕃族の諸團體は夫々ある統率者の下に、帝國領内の一定地域に占住することを許可され、帝國の法律に拘束されず、地方行政官の支配を受けず、租税を納めず、帝國の裁判に服しないで、依然其固有の習慣法を守り、本來の生活状態を保持して行くことゝなつた。彼等の統率者は王として其族民を支配すると共に、大抵表面は帝國の地方武官即ち駐屯將軍(各 Praefectura の場合)として該地方鎮撫(magister militum 又は magister praetorio)の任に當つて居つたのであるが、其占住地域内に住めるローマ州民は舊の如く帝國の地方文官(magister militum 又は praefectus praetorio)の支配を受けつゝあつたのである。やがて五世紀の後に至り、西帝國の統治權が全く崩れて行つたので、諸王は漸次蠻民

ローマ州民おしなべて、廣く其上に文武の兩權を行使するやうになり、従つて今迄帝國の地方行政官がローマ州民に對して示しつゝあつた、皇帝代理の強い支配權を蠻民の上にも及ぼして行き、かくしてゲルマニの諸國家は其基礎が出来上つたのである。斯様な國家成立の過程は、ガリヤ方面に起つたブルグンドや西ゴートの王國に於いて、最も典型的に進んで行つたので、イタリーやアフリカでは多少其事情を異にして居るが、一般的狀態に於いては變りがない。大移動時代以前に、帝國の内部に入り込んだ多數のゲルマニ人は、第一に奴隸として第二に傭兵として、第三にはマルクス・アウレリウス帝の治世に始まる *inquilini* 又は *laeti* 即ち土地附小作として招致されたものである。是等は孰れもローマの社會を變化して行く力となつたもので、殊に *inquilini laeti* の潛勢力は、末期の帝國社會を觀察する上に見逃がすことの出来ないも

別せしめ得る點である。

のではあるが、政治的に觀れば、彼等は皆帝國の政令に服し、小人數で各地に散在して居るものであつたから、これでは決して表面に現れた強い政治的威力となり得なかつたのである。かのアラマ

註(1) Histoire des institutions politiques de l'ancienne France. 1888—91.

1888—91.

ンニ族がユリアヌス帝から一大打撃を蒙つたに關らず、ライン左岸の地に占住を許されたのは、この *acti* としてゝあつて、大移動時代の諸族のやうに *foederati* として内地定着を認容されたのではない。それから同じ頃に、フランクのザリー部が *Toxandria* 地方に占居するに至つたのは *foederati* として帝國内に移住したものと觀るよりも、寧ろ帝國境界線の後退で、彼等蕃族の純然たる土地征服と見做すのが穩當であらう。夫故、西ゴートの下モエシヤ州占住は確に新奇のの事例であつて、かくの如き *foederati* としての種族團が帝國内地に安住し得たといふことは、民族大移動期の新現象として、この時代の蕃族侵入を前期の諸運動と峻

(2) Italy and her invaders. 8 vols, 1880—1900.

Die Könige der Germanen II Bde, 1897—1905.

Urschichte der germanischen und romanischen Völker

(Oncken II 2) 4 Bde. 1881—89

(4) Wirtschaftliche und Sociale Grundlagen der Europäischen Kulturentwicklung aus der Zeit von Cäsar bis

auf Karl der Grosse. 2 Bde, 1918.

(5) Ebenda, Teil I S. 91—195.

(6) Ebenda, Teil I S. 91ff.

二

大移動時代に *foederati* として帝國領内に占居したゲルマニ民族はいかなる性質を具へ、いかなる状態の下にあつたものであらうか、このことに就いては、夙くから獨佛學者の間に著しい異説が樹てられて居る。十八世紀から十九世紀の初めに互

つては、他の學問と同様に、歴史の研究も佛國の學界が其中心をなして居つたので、この問題に於いても亦、かの Jean Baptiste Dubos¹⁾ 以來の定説が一般に行はれて居り、獨逸に於いて歴史法學派の創立者と稱せられる Savigny²⁾ や Eichhorn³⁾ も大體其説を認容して居つたのである。この定説に據れば、大移動時代のゲルマニ族團は全く蠻夷の群れに過ぎないので、何等の政治的統制を有せず、其統率者即ち王と稱するものも單に蠻民群の隊長 (bandaucher) に他ならないのであつたから、かくの如き集團が向後國家的發展をなすに至つたのは全然ローマ文化の惠澤に依るものと見做されたのである。しかるに、一八四四年かのランケ門第一の高弟たりし Waitz が『獨逸制度史』第一卷⁴⁾ を公にし、精緻なる史料の批判に基き、嚴正なる史家の立場から、いかにも嘆賞すべき出來榮えを以て、原始時代に於けるゲルマニ族の國家社會 (Civitas)

を描出するに及んで、忽ち在來の定説は其根柢を覆さるゝに至つたのである。即ち氏は、この勞作によつて、ゲルマニ族は既に大移動以前の時代に於いて、相當な政治的社會的の制度組織を有して居つたので、移動蕃族は決して無下の未開人でなく、後來ローマ帝國領内に建設された諸國家殊にフランクの國家は、其基本に於いて全くゲルマニ系統のものであるといふことを立證した。これに次いで程なく、法學者出身の Paul Roth は、封建制度の研究に一新紀元を劃したものと稱せられて居る名著『封土制の歴史』⁵⁾ に於いて、原始ゲルマニ國家の公的性質を一層力説して、佛學者に一矢を酬つたのである。更に引續いて、Rudolf Sohm は其著『フランクの國家制度及裁判制度』⁶⁾ に於いて、裁判制度の方面から、原始ゲルマニ國家に公法の儼存せしこと、國家の概念が歴然として現れて居ることを、殆ど極端に趨れるものであるとの譏を

受ける迄に、力強く主張したのである。是に於いてか、如上獨逸側の新見解は學界を風靡し、十八世紀傳來の佛國學界の舊説は一般に顧みられないやうになつた。最近獨逸法制史の權威であつた

Brunner, Schröder 兩氏も略このゲルマニ本位の學説を固守して居るのである。

上述の如き學界の趨向に逆ひ、獨逸學者の所説に對して戰を挑み、Dios 以來の佛側の學説を修訂して、卓拔なる意見を發表したのは、かの *Fürstel de Coulanges* である。氏は、其畢世の大著と稱せられる『古代フランス政治制度史』第二卷「ゲルマニの侵入及帝國の終末」(一八七四年公刊)に於いて斯様に述べて居る。タキツスのゲルマニヤ志に傳へて居るやうな部族國家(Civitas)の制度はローマ帝國の壓迫と其煽動誘惑策に由り、二三世紀に互つて全然混亂潰滅を來たすことゝなつたのである。即ち帝國の堅固な邊境武備は其幼稚な經

濟生活と人口の激増による移動發展の餘儀なき勢を阻止して、諸部族相互間の死活戰を現せしめ、Tiberius 帝以來の巧妙な對北蠻策は其部族内に不斷の黨争内亂を惹起さしめ、同族相喰み相屠るの慘狀を呈せしめた。其結果、社會の秩序統制も破壊され、孰れの部族國家も所謂社會革命で、土崩瓦解し、或地域内に安住して居つた部民は四分五散し、其間志を得ない敗北者の集團が漂浪せる兵士の群(*bandes guerrières*)と化して屢々帝國領内に亂入することゝなつたのである。大移動時代前後の侵入蕃族は實にこの種の漂浪群に過ぎないので、彼等は悉く帝國の優れた武力の爲に擊破されて全滅の悲運に遭遇したか、若くは降服して捕虜の憂目を見たのである。それで後來帝國諸州に國を建てたのは、是等の侵入者でなく、兎に角帝國の支配下に、其臣下として軍隊勤務に服して居たゲルマニ傭兵に他ならない。蕃族の帝國領征服と

いふことは、終始其實現を見るに至らなかつたので、只毎にその移住と降服と、更にその服役があつたのみである。ローマ帝國を覆へたものは、境界を越えて侵入し來つた攻撃者たるゲルマニ人ではなく帝國の兵備に當つた服務者たるゲルマニ人であつた。大移動時代の帝國領内に占住して居つたゲルマニ諸種族は悉く、是等諸部民の殘類 (Residues) からなる移住蠻民の、帝國軍務に服せるものが寄り集つた混成團體に過ぎない。夫故、斯様な集團の間には、何等固有の制度組織と認むべきものが存在する筈はないのであり、古き Civitas 時代に於けるが如き、激濁たる自由の意氣精神は亡び失せて、只統率者に對する歸服隸屬の念が彌増しに深くなるばかりであつたのである。⁸³⁾

如上の、いかにも痛快な、而も極めて大膽な

Coulanges 氏の所説に對しては、佛國學界に於いても、反對論者が決して尠くないのであつたが、

獨逸側では Waitz を初めとして諸學者一齊に強き

非難攻撃の聲を放つて居るのである。⁸⁴⁾ 此間獨り

Heinrich von Sybel は、夙く既に Waitz がかの『獨

逸法制史』第一卷を上梓したと同じ年に、『獨逸王

國成立史論』⁸⁵⁾を著し、Coulanges 氏の説に餘程接近

した見解を表明して居つたので、其所論は確に異

彩を放つて居る。氏は原始ゲルマニ族の國家を以

て全然血族の集團に過ぎずとなし、其の公的性質

を認めず、是等の蠻民中で帝國領侵寇を敢てした

のは、かのタクソスのゲルマニヤ志十三節十四節

に見えて居る、有力者 (principes) の統率する隨身

(Comites, Gefolge) の群れであつて、彼等が帝國

の制度及其政治的權力を摸倣し、漸次王國の起原

を形成して行つたのであると説いて居るのである

しかし、Sybel 氏を外にしては、獨逸學界一般に

Waitz 以來の定説か固く支持されて居るので、純

史學者法制史家の間に少からぬ異論はあるにして

も原始ゲルマニ國家の公的性質と其制度組織及政治的觀念が、大移動時代を通じて、ローマ帝國領内に建設せられた諸王國の間に繼承維持されて行つたものであるといふ點に於いては、諸家の見解略一致せるを觀るのである。就中 Felix Dahn の如きは、大移動時代に國家の基礎を置いたゲルマニ諸種族は孰れも國民的の統一精神を表明せる集團であつて、彼等の間に擁立された王家は皆古くから由緒を持つて居る家柄であり、是等の國民的運動によつて建設された國々は、本來から彼等が有して居つた傳統的な國家組織の繼續に他ならぬといふことを力強く主張して居るのである。(11)

註(1) J. B. Dubos, Histoire Critique de l'ablissement de la

Monarchie française dans les Gaules. 1735.

(2) Karl v. Savigny, Geschichte des römischen Rechts im

Mittelalter. 1815.

(3) K. F. Eichhorn, Deutsche Staats- und Rechtsgeschichte.

chte 1808.

(4) Deutsche Verfassungsgeschichte. Bd. I.

(5) Geschichte des Beneficialwesens. 1850

(6) Die fränkische Reichs- und Gerichtsverfassung. 1871

(7) Heinrich Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte; Richard

Schröder, Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte.

(8) Histoire des institutions politiques de l'ancienne France,

II, L'Invasion germanique et la fin de l'Empire. Livre

II chap. 2, 3, 4, 7. 12見たる所説の概要

(9) Waitz, Neuere Arbeiten auf dem Gebiete der älteren

Französischen Verfassungsgeschichte. (Hist. Zeitschrift

37)及 Hist. Zeitschr. 71. 所載の Kehr 氏の文參照

(10) Entstehung des deutschen Königtums.

(11) Urgeschichte des germanischen und romanischen Völker.

ker. I. S. 236, S. 327

三

以上述べたやうに、大移動時代に於けるゲルマニ族の性質状態に關しては、水炭相容れない異説が相對峙して居つて、而も獨佛の兩學界が各自代

表的に一方の所説を支持して居るといふことは、學説のやうな純理的方面にも、民族的感情に基く國民的偏見が幾分影響を及ぼすものであるといふ顯著な事例を示すものであらう。即ち、獨逸學者は、ゲルマニ人が中世の諸國家を建設した能力を彼等本來の優秀する民族性に歸せしめやうとするのであり、佛國學者は、大移動時代のゲルマニ人を以て無下の蠻民なりとし、其國家建設が全然ローマ文化の恩恵に依つたものであることを主張して、ラテン民族の爲に氣を吐いて居るのである。

Coulanges 氏のやうな純客觀的態度を高調せる學者にあつても、さすがに尠からぬ國際的反感が其所論の裏に仄見ゆることは、氏の著作を一讀したものの、容易に首肯する所であらう。

獨逸學派を代表する Waitz 氏が、原始時代の *Cities* を以て、あながち無節制な蠻夷の集合部落ではなく、既に相當な制度を具へた公的性質の國

家であつたとしたのは、確に舊説の旨を闡いたもので、寔にランケ派の嚴正なる批判研究の産んだ成果と稱すべきである。此點に於いては、近時の佛國學界を指導した Coulanges 氏も、穩健なる

Waitz 氏の主張に略同意を表して居るので、其所説は一般に是認されて居るものと觀て差し支へないのである。しかし、タキツス時代から既に二三世紀を經過した大移動時代の侵入蕃族が依然古い *Cities* の國家組織を保有して居り、其傳統に基いて新國家の建設を仕遂げたと見做し、原始時代と大移動時代との間に其國家生活の繼續性を認めるといふことは、稍當を失する見解と稱せざるを得ない。これに對して Coulanges 氏が大移動時代の諸種族をば、古き部族國家の分裂離散した殘類の集合に過ぎないとした卓見には服せざるを得ぬのである。今日吾人は、タキツスのゲルマニヤ志以外に、北蠻の社會生活其ものを記述した文献を全

く有して居らないけれども、彼等の間に頻發した外面的事變に關する報道を可なり豊富に傳へて居る、同じくタキツスの *annales* や *historiae* 若くば *Dio Cassius* の歴史などから、幾多の鬪争内亂が諸部族の間に繰返されて居つたことが知られる。即ち、或部族は相隣れる他族と烈しい死活線を演じた結果、殆ど絶滅の悲運に遇ひ、或部族は一時優勢であつたが、内部の黨派争で非常に勢力が衰へ、遂に四分五裂に歸したやうな顯著な事例が報道されて居る。夫故タキツス以後に於ける社會生活其ものゝ記述はなくても、是等の事變から、*Coutanges* 氏の説いて居るやうな、社會的動亂と部族の離合集散が頻繁に起つて居つたといふことは、十分推斷し得るのである。それで、斯様な烈しい争鬪の絶えぬ間から追ひ出された失敗者の群れが、自暴自棄的に窮餘の勇を揮うて帝國領内に亂入するに至つたものであるとする推定の根據は

正しいと認めねばならない。それから、大移動時代の諸種族が種々雑多な部族民の混合したものであることは、記録の上でも明かに證據立てられる。タキツスがゲルマニヤ志に例擧して居る數多き部族の名稱は、大移動時代に間近い四世紀前後に至れば、殆ど其姿を没し、夫等に代つて新しい種族の名稱が現れて来る。即ち、フランク (*Franci*) のいふ種族名は、三世紀に出た *Vopiscus* の *Aurclianus* 皇帝傳二百四十五年の條に初めて記載されて居るのであるが、この種族は、ライン河の下流並びに中流附近に居つたタキツス時代の諸部族が集合したものであることは、四世紀末に於いて、尚フランクといふ總稱と相並んで、是等の舊部族名即ち *Bructeri*, *Chamavi*, *Amsivarii*, *Chatti* の稱呼が記録に残つて居つたことによつて、立證されるのである。⁵⁾ かのアラマン (= *Alamanni*) は、其名が既に諸族結合の意を示して居るので、タキツス

のゲルマニヤ志に見えて居る *Suebii* 族團中の中心部族 *Semnones* を主とし、これに *Tencteri*, *Usipetes*, *Vangiones*, *Tubantes* など、ライン河の中流及上流地方に居を占めて居つた諸部族の参加したものである。⁶⁾ *ザクソーネス* (*Saxones*) は既に二世紀半ばの *ブトレマイオス* 地理書に其名が見えて居り、本来「劔の仲間」(*Sahnktas = Schwertgenossen*) の意を示し、*タキツス* の *ゲルマニヤ志* に出て居る北海邊の *Reudigni*, *Aviones* 諸族に當るものであるが、三世紀末には、北獨逸方面の強族 *Chauci* を初め *Angirarii*, *Ambrones*, *Foci*, *Harudes*, *Barides* などの小部族民及び嘗ては其威名鄰族を壓した *Cherusci* の一部を糾合して、非常に強大な種族となつたのである。⁷⁾ それから、大移動時代に帝國諸州を占有し、諸王國の基礎を置いた、東部ゲルマニに屬する諸族團は、表面上ゴートとかヴァンダルとかいふ種族名を稱へて居るけれども、實際

は種々雜多の異分子を包容して居つたやうであり且夫自身も決して一種族全體を悉く結合したものでなく、只その一部分たるに過ぎないのであつた即ち *Geiseric* の統率したヴァンダル族團には *Alani* 其他の族民が加はつて居り、*Theoderich* に率ゐられた東ゴート族團の中には *Regii* などの異分子を交へて居つたのである。また、*Alaric* の配下に屬した西ゴート族團に對して、東帝國の傭兵隊長 *Gainas* の率ゐた同族民の一團があつたのであり、*Aetius* が四四三年 *Sapaudia* (*Savoy*) の地に占住を許可したブルグンド族團の外に、初めから上ラインの東部に殘留し、久しく別行動をとつて居つた同族の一分派が確に存在して居つたものと認められる。東ゴート族も屢離合集散を繰返して居るやうで、先づ *Huns* の侵入に際し其一部は西ゴートの跡を追うて帝國領内に入り込んで居り、*Huns* に歸服した大多數の族民も漸次分裂して、其支派と

見做すべきものが、或は西ゴート族團に参加し、或はワシントンやアラニなどと合して、度々帝國領侵入を試みて居つたが、最後迄 *Huns* に服屬して居つた一派で、其没落後は東帝國の *Föderati* として、パンノニヤ州に定着した同族に奉戴されて居つた *Amali* 家から、後のイタリー王 *Theoderich* は生まれ出たのである。それで、年長するや衆に推されて王位に即き、下モエシヤ州の *Wone* に威力を張つた彼は、多數の同族民を其部下に糾合し得たやうであるけれど、猶他方には、夙く西ゴートと共に帝國內に移住した一團の子孫と推定される東帝國勤務の東ゴート傭兵隊長 *Theodrich Strabo* の勢力が儼存して居つて *Amali* 家に對峙し、時にはこれと烈しい鬭争を起らして居るのである。斯様に、大移動時代の種族團は其性質が純一なものでないから、勿論タキッスの報じて居るやうな原始國家の共和民主制を表明する人民會議 (*Con-*

cilium—*Volksversammlung*) が是等の集團の間に開かれる筈はない。當時の記録に散見し居る集會は、單に其の統率者即ち王を推戴する習慣的儀禮を示すに過ぎないので、決して往時 *Civitas* 内に開かれた國事議決の會議に比すべきものではないと思はれる。既に部族 (*Civitas*) の統一體が亡び雜駁な種族團がこれに代つた以上、部族其もの統制機關であつた人民會議が其生命を持續し得る筈はあるまい。夫故、大移動時代の種族團は原始時代の部族團が保有して居つたやうな國家制度の傳統を其儘受け繼いで居るものでない。且又、*Dahn* 氏が力説して居るやうに、*Alaric* と *Theodrich* の事業を以て、民族的自覺を有した國民的運動であるとする主張も、是等種族團の性質から觀て否認すべきである。尤も *Alaric* に對する *Gainas* 及 *Amali* 家の *Theoderich* に對する *Theodrich Strabo* の地位を考察し、同じく族長であつ

てゝ、Gaius & Theoderich Strabo は帝國勤務の蠻民傭兵隊を代表して居るのであるが、Alaric や Anali 家の Theoderich は其國民を代表せる國王であつたと、Dahn 氏が観て居るのは、一應道理のやうではあるけれども、當時の記録を讀んで、彼等の行跡をよく考察すれば、二者の相異なる點は、只そのローマ化する程度の差違に過ぎないので、矢張りどちらも帝國軍隊の統率者であると共に、其族民の一部に首長と仰がれて居つたものである。かの Gaius は傭兵隊長として、一時東帝國に於ける兵馬の實權を握つて居つたのであるが、後來同族民の頭領として叛旗を翻し、皇帝に對して蠻民排斥論者の引渡しを強要して居るのであり、Alaric は族長として常に帝國から土地と穀物の交附を迫りながら、屢帝國の最高軍職たる *Magister Militum* の稱號を希望したやうである。Anali 家の Theoderich 々 Theoderich Strabo 々は、相競う

て東ローマの Leo, Zeno 兩帝の恩顧を受け、榮達の途を求めやうとして居つたので、Anali の勢力は其根柢が鞏固で、部下の民族的結束力が Strabo の與黨よりも一層堅實であつたには相違ないけれども、Theoderich が眞に其威名を高め得たのは、彼と同様にゴート王と稱し族長を以て自任し居つた其競争者が仆れた以後のことである。¹¹⁾

以上説いたやうに、大移動時代の諸種族團はいかにも結束の弛い、國家的統制を具へて居らないものであつたといふ點に於いて、吾人は *Collanges* 氏の説に贊同せざるを得ないのである。然しながら、氏が是等の蠻民團を只 *bandes guerrières* 即ち『兵士の群れ』と簡單に説き去つて居るのは、著者の眞意が那邊にあるとしても、正しい説き方適當な云ひ表はし方とは思はれない。吾人は矢張り *Vallée* 氏も述べて居るやうに、¹²⁾ 軍隊は武装せる人民に他ならなかつた原始民族生活の特質を尊重して、彼

等を只族民の群れと観たいのである。當時の諸記録、即ち Zosimos, Orosius, Jordanes, Procopius などを見ても、各地方に侵略攻伐を擅にした蠻軍が同時に皆妻子眷屬を伴ひ、生活用具を携へ、家畜馱馬を率ゐた移住民群であつたことが知られる。¹³⁾ Sybel が述べて居るやうな、有力者に統率され、功名利得を獲ん爲に遙々冒險的征行を企てた隨身 (Comites 卽 Geloge) の集團では、決してなかつたのである。彼等はいつでも、Cimbri, Tentones 以來の要求條件たる、土地しからざれば穀物の交附を、帝國の當路者に向つて強請して居り、この切實なる慾望を充さんとする一念から、久しく東西諸州の地を漂流したのである。Huns の壓迫に遇ひ、帝國の許可を受けてドナウ河を渡つた西ゴート人は、やがて飢に窮し、已むなく其子供等を奴隸に賣つたと傳へられて居る。¹⁴⁾ Contarès 氏は、彼等兵卒が妻子や家蓄を伴ひ生活用具を携へて居つ

たのは、當時の軍隊の習慣であると説明して居るが、かくの如き民衆の生活と全く分化して居らない、蠻民風の軍隊は、寧ろ民衆其ものと解するのが正當ではあるまいか。それから氏が、當時の蠻夷を、境界を越えて侵入し來つた攻撃者と、帝國の兵備に當つた服務者とに峻別して、所論を進めて居る點にも同意しがたいのである。夙くから軍隊に勤務して居る蠻民兵も、矢張妻子を伴ひ帝國貴紳の所領土地を耕作し居る住民であつて單なる兵卒ではない。¹⁵⁾ 侵入蠻民は毎に擊破されても、絶滅の厄に遇うたことは稀で、多くの場合其一部は殘留して、帝國内に占住を許されて居る。¹⁶⁾ 彼等は本來民族的増悪心からでなく、只一圖に物慾に驅られて國境を侵したのであるから、帝國内に安住を許容された以上、兎に角表面は從順なる帝國軍隊の勤務者と化するのである。しかし、到底彼等は忠良なる傭兵軍隊となり了らないので、やが

ては蠻民通有の飽くなき貪慾と抑へがたき狂暴心
とに促されて、劫掠を擅にし叛亂をも企つるに至
るのである。即ち帝國内に占居せる蠻夷は、時に
は臣下となり時には亂賊となるので、純然たる國
敵、侵寇者と目すべきものもなければ、また眞の
忠實なる服務軍隊として信頼し得るものもないわ
けである。夫故 Collange 氏の主張して居るやう
な區別は甚だ曖昧なもので、ローマ帝國が、侵入
者の手によらず、勤務軍隊の力で倒壊したのであ
るといふ意見は、稍穩當を缺くことゝ思はれる。
吾人は寧ろ、發展の力が旺んな新民族が、種々な
政治的社會的經濟的事情の爲に内實空虚となつた
帝國組織を漸次あらゆる形式の下に、侵犯して行
つて、遂に其政治的權力と統制とを破滅せしめる
に至つたので、このローマ國家倒壞の事業は、是
等の蕃族が國家的又は國民的統制の下に行つたも
のではないが、さりとて傭兵の境地にあつたロー

ndus guerriarum や主從的關係に立てる Getolge の
群れによつたのでなく、眞の移住民團體が仕遂げ
たものである事を主張するのである。尙是等のゲ
ルマニ族人が一介の戰士でなく、家族を有せる普
通の移住民であつた事を確證するものは、Valen-
tinianus I の發布した通婚禁止令、並びに西ゴ
ート王 Alaric II のローマ人に對する法典、即ち Lex
Romana Visigothorum 中に見ゆる、同じく通婚禁
止の法規である。ローマ人と蠻人との通婚を禁じ
犯すものは極刑に處する旨を規定した是等の法令
は、當時兩民族の間に存して居つた強き反感差別
的精神を示して居るものであるが、ローマ帝國側
からは兎に角として、蠻夷たる西ゴート王國がこ
の禁令を發して居るといふことは、この征服國民
が單なる軍卒でなく家族婦女子を伴へる移住民で
あつたことを裏書して居るものであらう。若し彼
等の多數が普通の傭兵軍隊か冒險を旨とする隨身

の群れなれば、盛んに雑婚が行はれたに相違なく國家はこれに對して禁壓の策を執る筈はあるまい西ゴート王國では、ローマ人蠻人の融和がよく行はれるやうなつた。七世紀の半ば、*Recisvith* 王時代の國民法典、即ち兩民族の區別を全く撤去した *Leges Visigothorum* に於いて、漸くこの禁止は解かれて居るのである。勿論夫迄でも、この通婚禁止令は有名無實で、既に夙くから、王室夫自身や名門の間に於いて、種々な理由を口實に、この規定が破られて居る位であるが、兎に角實行を旨とする法文の上で、この通婚禁止の精神が不合理とされずに久しく採用されて居つたといふことは實際生活の上に兩民族の通婚が不必要であつたからである。

次に *Coulanges* 氏が、大移動時代には古い *Civitas* の組織は全く解體して居り、ゴートといひヴンダルと稱するも、實は只有力なる統率者の配下

に集合せる無統制な混成團體に過ぎないとして居るのは、敢へて異論を稱ふべきでない至當の意見ではあるが、しかし彼等は決して、何等の團體的拘束をも受けぬ放浪の群れではない。即ち、かのケーザルやタクツスが *Civitas* よりも一層鞏固なる結束であると述べて居る *pagus* の組織は、依然として猶崩れては居なかつたのである。この *pagus* は血族即ち *Stipes* の集團で、獨逸名の *Gemeinde* に當るものであるが、大移動時代に於いても、固い近親關係に基いて居る、この團體結束は、よく保持され居つたやうである。ローマ諸州に於けるゲルマニ諸蕃の土地占住法を觀ると、多少其趣を異にして居る場合もあつたが、通則として彼等はローマ人の大地主から其所領土地の一部を分讓せしめてこれを血族團の仲間て共有分割して居つたものと思はれる。即ちアフリカに於けるヴンダルやガリヤに於けるフランクの場合は餘程事情を異にしたや

うであるが、ブルグント・西ゴート・東ゴート諸族は孰れも、帝國末期の軍隊駐屯制に據り、所謂 *hospitalitas* の權に基き、*hospes* として、地主即ち *possessor* から一定の土地配分 (*sors*) を受け、血族團たる *vicini* 若くは *consortes* が一旦これを共有して、更に其仲間に分配したやうである。イタリに於ける東ゴートの土地占住が各の血族團體によつて行はれたことは *Priocopus* の記述する所にて明らかであるが、更にブルグントや西ゴートの諸法典には本來團體の共有を原則とした土地制度を窺知せしむる法規が數多く見えて居る。 *Lex Burgundionum*, *Lex Visigothorum* には *vicini, consortes* 即ち土地仲間の權利に關する種々の規定があり、*terra de Consortibus, Silva Communis, pratum Commune* など土地共有の觀念を示す言葉が散見して居り、殊に *Lex Burgundionum* の中には、一族の長で其仲間に土地を分配する指揮の役

目を有して居る *farmanii* の名が見えて居るのである。²⁴⁾ フランクの國法に於いても、*vicini* の土地に對する權利は久しく保留されて居つたやうである。²⁵⁾ それから、かの *Blutrache* の習俗が遙に後世迄も彼等の間に保持されて居つたばかりか、既に大移動時代に於いて、ローマ人やユダヤ人の間にも其風が傳はつて居つたといふことも、血族觀念の非常に強かつた一證と見做すことが出来る。²⁶⁾ 前に述べた西ゴート王 *Reisimir* の通婚禁制を解ける法令にも、血族近親の認容といふことを條件として居るのである。斯様に、ゲルマニ人の血族的結束は、大移動期前後の動搖混亂を極めた、その民族生活を通じて、固く維持されて居つたものと推定し得る。

如上の考察から、大移動時代のゲルマニ諸族は既に國家的團結を失ひ未だ國民的統制を具へるに至らなかつたが、血族團體としての結束は決して

崩れて居らない移住民の群れで、軍卒の部隊でも將た隨身武士の集團でもなかつたと結論し得られるのである。

註 1) *L'Invasion germanique et la fin de l'Empire* p. 271

—281 參照

- (2) Tacitus, *Annales* XIII 五十八年の條には Hermundurii と Chatti とが、其境界を流れて居る、岩窟を産出する河水の争奪から、激烈なる衝突を演じ、其結果は Chatti 族の大敗に歸した、Chatti が報せられたる居り Germania c. 33 には Bructeri 族が近隣諸族に攻撃せられ殆ど絶滅した趣が傳へられたる居る。

(3) *Annales* (I 57, II 88, XI 16) Dio Cassius (LXVII 5)

なかに見えて居る Cherusci 族の運命は、その最も顯著なる例證である。

(4) *Vita Aurel.* c. 7

- (5) *Gregorius Turonensis, Historiae Francorum* II, 9 に用ひたる *Sulpicius Alexandrus* の歴史に述べられて居る、ローマの將軍 *Arbogast* の征伐記事に見えて居る尚フランク種族の起原に就いては R. Schröder, *Die Herkunft der Franken* 1880 (*Hist. Zeitschr.* Bd. 43)

を參照して置く。

- (6) *Ludwig Schmidt, Allgemeine Geschichte der germanischen Völker* S. 188 ff. 參照

(7) *Ebenda*, S. 153 ff. 參照

- (8) 瓜丁の書寫に *Dahn, Hodgkin, L. Schmidt, Bury, Gibson* 等の著に據る。

- (9) *Jordanes, de origine actibusque Getarum*, XXIX, LVI, *Procopius, Goth.* I, II なる參照

- (10) *Urgeschichte der germanischen und römischen Völker*, I, S. 236, 337.

(11) *Zosimos, Arosius, Jordanes* なる參照

- (12) *Deutsche Verfassungsgeschichte* I, 492: *Das Heer war nichts anders als das Volk in Waffen.*

- (13) *Procopius, Goth.* I, 1 に、東ローマの *Zeno* 帝に勸められて、伊征行に向ひた *Theoderich* 陛下の東カース人が「全人民で、彼等は車の上に妻や子供を、すべて動産を載せて行つた」を記されて居るのは其適例である。

(14) *Zosimos, Arosius, Jordanes* なる參照

(15) *Jordanes* XXVI

- (16) H. Delbrück, Geschichte der Kriegskunst, Teil II, S. 210—227, S. 254—263; Otto Seeck, Geschichte des Untergangs der antiken Welt, I, S. 415 ff.
- (17) 三十五年 Julianus 帝が Alamanni 族を一旦撃破した。後其殘存者をライン左岸の地に居住せしめたのは、その顯著な實例である。
- (18) Codex Theodosianus IV, 14.
- (19) Lex Visig. lib III tit I, 1
- (20) *bel'io gallica*. VI 22. 23 *Germ.* c. 7, 12, 21.
- (21) ローレン諸州内に於けるサルヴェニ族の土地居住に關して Dr. Gaupp, Die germanischen Ansiedlungen und Landteilungen in den Provinzen des römischen Westreichs, 1844 が、舊ころの今日異議の多き點がある

けれども、依然尊重すべき勞作である。

- (22) *procopius*, Goth. I.
- (23) Lex Visig. lib. X tit I, tit II なる參照。
- (24) Lex Burg. tit LIV 3
- (25) Lex Salica には *vicini* の同意なければ、各人はその土地を他人に譲り得ない規定があり、六世紀末の *Clotaire* 王が、勅令を以て、男系相続人のない場合遺産は女系に歸せしむる法規を定める迄は、*vicini* の仲間が一員の遺産を公有する権利は可なり、強かつたのである。

- (26) Greg. Tur. Hist. Franc. III 33, III 35, VI 17, VI 36 VII 47 參照